

平成 26 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務

1. 今年度業務の目的と基本的考え方

1. 今年度業務の目的と基本的考え方

1-1. 今年度業務の目的

(1) これまでの取り組み背景

関係地権者等意向醸成については、「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ」を受けて策定された「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画（H13年度）」が取りまとめられた。その後、「計画づくり」、「地権者等意向醸成」に関する取り組みが進められてきている。

①計画づくり

計画づくりについては、「跡地利用基本方針、行動計画の策定」、「キックオフ・レポート、土地利用・環境づくり方針案の作成」、「全体計画の中間取りまとめ（素案）作成」、「全体計画の中間取りまとめの策定」という流れで段階的に具体化が進められてきている。今後は「全体計画の中間取りまとめ」をベースに更に検討が進められ、平成 28 年度以降に「跡地利用計画（素案）」の策定が予定されている。

②地権者等意向醸成

合意形成に向けた場づくり・人づくり・組織づくり等の活動を長期的展望のもとに展開し、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会（以下、若手の会）」、「ねたてのまちベースミーティング（以下、NB ミーティング）」の組織化等が図られてきた。

しかし、長期に渡る取り組みを実施する上では地権者・市民の跡地利用への関心の維持が課題となっているため、これまでの取り組みの充実を図りつつ新たな取り組みを検討する必要がある。そこで、昨年度は平成 24 年度の「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受け、計画内容のわかりやすい周知に向けて、各種団体、大学等の地域全体の連携のもと、協働の取り組みが展開されている。

(2) 本業務の目的

計画づくりにおいては、平成 24 年度にこれまでに議論されてきた結果を踏まえ「全体計画の中間取りまとめ」が策定された。これまでは普天間飛行場の跡地利用に関する方針や構想、考え方等に関する検討がなされてきたが、「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受けて今後はより具体的な検討を行う段階となっており、平成 28 年度以降に「跡地利用計画（素案）」の策定が予定されている。そのため、本業務においても「跡地利用計画（素案）」の策定に向け、計画や事業の具体化に関する合意形成に転換していく重要なステップを迎えている。

このような状況の中で、次のような合意形成の目標を掲げ、目標の達成に向けて必要な各取り組みを実施することを本業務の目的とする。

【「跡地利用計画（素案）」策定に向けた合意形成目標】

①「全体計画の中間取りまとめ」の情報周知と幅広い意見・意向集約

「全体計画の中間取りまとめ」に対する地権者意向を踏まえ、「跡地利用計画（素案）」の検討が行えるよう、引き続き「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報周知を行うとともに、様々な主体から意見・意向集約を行う。

②跡地利用計画（素案）の策定に向けた組織・連携体制づくり

普天間飛行場跡地の事業化に向けて、具体的な内容の意思決定を行う来たるべき時期に備え、地権者・市民等の組織や連携体制の確立を目指す。

1-2. 今年度業務の基本的考え方

（１）今年度業務の全体方針

平成 24 年度の「全体計画の中間取りまとめ」の策定を受け、今後はより具体的な計画づくりに対する検討に推移していくこととなる。そのため、今後の計画づくりに向けては「市民」、「地権者」としての意向を集約し、計画素案に対する意思決定を行っていく必要がある。

「市民」に関しては、市民側の検討組織としてNBミーティングが組織されているが、多様な意向を持つ市民に対しては、一つの目的やテーマによって市民全体の関心を醸成することは困難であり、市民のNBミーティングの認知度も低いことから参加メンバーが少なく、組織として十分に確立できていない状況がある。また、跡地利用の実現に向けては周辺市街地整備を併せて行う必要があるが、市民にとって跡地利用は依然として「地権者」の問題という認識が根強く残っており、跡地利用に関する市民の関心の向上が大きな課題となっている。以上のことから、今年度は引き続きNBミーティングの活動の活性化を図るとともに、市民の様々な関心事からまちづくりを検討できる母体組織づくりに向けた取り組みを行うこととする。

「地権者」に関しては、地権者側の検討組織として若手の会が組織され、設立後 10 年以上継続的に跡地利用に関する検討がなされている。その一方で、地主会においては跡地利用等に関する検討を行う組織として「普天間飛行場対策部会」が組織されているが、十分な活動が図れていない状況があり、両組織間で情報量に差が生じてしまっている。以上のことから、将来の地権者の合意形成を図るためには若手の会と地主会の連携が必要不可欠であることを鑑み、今年度は組織間の情報共有化に向けた取り組みを行うこととする。

（２）項目別の取り組み方針

「跡地利用計画（素案）」の策定に向けた合意形成目標としては、①「全体計画の中間取りまとめ」の情報周知と幅広い意見・意向集約、②跡地利用計画（素案）の策定に向けた組織・連携体制づくりを掲げている。この目標の達成に向けては、それぞれの項目についてこれまでの取り組みの経緯等を踏まえた上で合意形成活動を推進する必要がある。各項目の取り組み方針を以下に整理する。

1) NB ミーティングの活動支援及び市民の意向把握

【現状と課題】

- ・ NB ミーティングでは、市民側の検討組織としてこれまで市民目線の跡地利用等についての検討が行われてきている。
- ・ しかし、市民にとって跡地利用は依然として「地権者の問題」という認識が根強いこと、NB ミーティングの存在が広く市民に認識されていないこと等により、NB ミーティングへの参加者は少なく、固定化されていることから市民の意向集約の場として十分に機能できていない状況がある。
- ・ そのため、NB ミーティングの活性化に向けては会の活動に関する周知活動や市民の関心を引く活動を展開していく必要がある。
- ・ また、跡地利用の実現に向けては普天間飛行場周辺の既成市街地の整備を併せて行う必要がある。
- ・ 今後、市民による跡地を含めた宜野湾市全体のまちづくり議論を行っていくためには、市民全体のまちづくり機運醸成に向けて段階的な取り組みをスタートさせる必要がある。

【NB ミーティングの活動支援及び市民の意向集約に向けた取り組み方針】

- ①NB ミーティングの新規メンバーの獲得に向け、対外的な場での会の活動周知や市民の関心を引く活動の積極的な展開
- ②跡地を含む宜野湾市全体に対する市民全体のまちづくり機運醸成に向け、自身の住む地域のまちづくりの点検から跡地のまちづくり議論につなげるための段階的な取り組みの開始

2) 若手の会の活動支援及び地権者の意向把握

【現状と課題】

- ・ 地主会においては跡地利用に関する検討が十分になされていない状況があることから、若手の会と地主会の連携による跡地利用の検討を進めていく必要があるため、若手の会と地主会の連携強化のための活動を積極的に展開していく必要がある。
- ・ 若手の会は地主会の要請・期待を受けて設立された経緯があるが、地主会役員の中でも若手の会の存在が十分に知られていない状況があるため、地権者全体に若手の会の活動を周知していく必要がある。
- ・ 地主会の要請・期待を受けて設立された地権者側の検討組織である若手の会は、定例活動及び自主活動の継続的な展開によってコアメンバーが確保され、活動が活性化しているため、今後も定例活動の充実及び自主活動の支援を行っていく必要がある。
- ・ 「跡地利用計画（素案）」の策定が平成 28 年度以降に予定されているため、今後「全体計画の中間取りまとめ」に対する地権者意向を把握する必要がある、その前段としては「土地の共同利用」等の「全体計画の中間取りまとめ」の前提となっている考え方を地権者に十分に周知する必要がある。
- ・ 若手の会ではこれまでの活動を通して跡地利用等に関する知識の習得がなされてきているが、地主会では跡地利用に関連する活動は限定的であり、若手の会と地主会の間に情報量

の差が生じていることから両者の情報格差を埋めるための情報提供を行う必要がある。

【若手の会の活動支援及び地権者の意向把握に向けた取り組み方針】

- ①将来の合意形成を見据えた若手の会と地主会の連携強化のための活動の展開
- ②地権者間の若手の会の認知度向上に向けた情報発信媒体の作成及び活用
- ③若手の会の定例活動の充実及び自主活動の支援による活動の活性化
- ④地権者意向にもとづいた計画づくりに向け、「全体計画の中間取りまとめ」等の周知と意向確認調査実施を見据えた準備の開始

3) 地権者・市民等のネットワークづくりに向けた取り組み

【現状と課題】

- ・若手の会及び NB ミーティングでは、これまで地権者側の検討組織、市民側の検討組織として、両組織間の情報共有や意見交換を行う場を設ける等、連携した活動を行ってきた。
- ・今後も地権者、市民それぞれの目線の意見や提案等をお互いの活動等に活かし、連携を強化するため両組織合同の取り組みを継続して実施する必要がある。

【地権者・市民等のネットワークづくりに向けた取り組み方針】

- ①若手の会及び NB ミーティング合同での勉強会や意見交換会、先進地視察会等の継続実施による組織間の連携強化

4) 地権者・市民等への継続的な情報提供

【現状と課題】

- ・本業務実施にあたっては地権者や市民に対し、正しい情報をわかりやすく伝えることが重要となる。
- ・一昨年度までは地権者を対象とした地権者支援情報誌「ふるさと」、市民を対象とした「普天間飛行場跡地利用ニュース」を継続して発行しており、それらは地権者及び市民が跡地利用に関する情報を得るための重要な情報発信媒体となっていた。
- ・しかし、昨年度は普及啓発用絵本や漫画本、「お笑い普天間劇場」の開催等、「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供を行うための情報発信媒体の作成等に注力したため、情報誌の発行ができなかった。
- ・そのため、地権者及び市民等の意向醸成に向けてはわかりやすさに配慮された情報誌の発行を再開させ、継続的な情報提供を行っていく必要がある。
- ・また、情報誌による情報提供だけでなく、市外、県外に対しても情報発信ができるよう宜野湾市ホームページに全ての取り組みに関する情報を掲載する必要がある。

【地権者・市民等への継続的な情報提供に向けた取り組み方針】

- ①地権者、市民それぞれを対象とした情報誌の発行の再開による継続的な情報提供の実施
- ②イラストや図等を多用したわかりやすい情報提供の実施
- ③市外、県外への情報発信に向けたホームページの更新・充実化

5) 活動の方向性と結果の評価・検証の場づくり

【現状と課題】

- ・本事業においては、合意形成活動の内容についての検討や業務の進捗状況についての検討、活動成果の検証等を行う場として、一昨年まで「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会（以下、検討委員会）」を継続的に開催していた。
- ・しかし、昨年度は普及啓発用絵本や漫画本、「お笑い普天間劇場」の開催等、「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供を行うための情報発信媒体の作成等に注力したため、検討委員会の開催は行わなかった。
- ・検討委員会は本業務の進捗状況や活動成果等を検証する場となっていたため、概ねの検討事項及び会議の開催回数等が決まっており、自由なテーマで検討を行う機会が限られていた。
- ・また、委員は各種団体等の役職を考慮して選出していたため、数年の任期で交代してしまう委員もあり、委員間で知識等に差が生じてしまっていたため、継続的な議論を行うことが困難な状況があった。
- ・跡地利用に関しては長期的な視点で検討する必要があることから継続的に議論を行う必要があり、今後の事業化に向けた検討の中では専門的な知識を要するため、これまで検討されてきたような議題だけでなく、勉強会等による知識習得等も行うことのできる新たな検討の場を設ける必要がある。

【活動の方向性と結果の評価・検証の場づくりに向けた取り組み方針】

- ①様々な合意形成活動に関する議題について継続的に議論や研究、協議調整を図ることのできる場の設立